福津市におけるソーシャルメディアを活用した 情報発信に関するガイドライン

平成 26 年 10 月 1 日策定 令和 2 年 3 月 5 日改定 令和 5 年 10 月 1 日改定

1. ガイドラインの目的

近年、FacebookやX(旧Twitter)、YouTube、Instagram、LINEなどインターネット上のさまざまなソーシャルメディアの普及に伴い、地方自治体においても情報発信力の強化のため、これらを利用する事例が増えてきています。

一方で、ソーシャルメディアには匿名性や個人的な意見の記述が可能であるといった特性もあり、不 正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対して多大な影響を及ぼす危険性 を含んでいます。そのため、利用者がソーシャルメディアの特性や利用上の注意点などを十分に理解 する必要があります。

このような状況をふまえ、ソーシャルメディアを活用して市の情報発信を行う際の遵守事項を「福津市におけるソーシャルメディアを活用した情報発信に関するガイドライン」として策定しました。

2. 当ガイドラインにおけるソーシャルメディアの定義

このガイドラインにおいて、ソーシャルメディアとは Facebook や X(旧 Twitter)、YouTube、Instagram、LINE などに代表される、インターネットを利用したWeb上での情報発信、情報共有媒体のことを指します。

3. ソーシャルメディアの運用基本方針

ソーシャルメディアでは、市政情報、イベント情報、災害情報、その他市に関する情報を発信し、フォロワーや閲覧者の市に関する事項の理解や関心を促すこと。

4. 遵守事項

●アカウント作成の届け出

アカウントを作成する際は、事前に人事秘書課に「SNS アカウント新規作成届(様式 1)」を提出し、内容の確認を受けるものとする。公式アカウントとして認められたものについては、公式ホームページに 当該アカウントページへのリンクを掲載する。

●管理・運営方法の確認

作成したアカウントの管理者は当該作成部署の課長(部単位で作成した場合は部長)とし、管理者は

部署内に担当者を置くことができる。

また、管理者は発信する内容について必ず事前に確認するとともに、定期的に内容を確認し、不適切な内容の発信(閲覧者によるコメントも含む)に対しては速やかに対処すること。

なお、事前確認については書面による決裁行為にて行うように努めること。

●運営主体の明示

当該ソーシャルメディアのプロフィール欄などで管理部署(○○課、○○部など)を明らかにすること。

●誠実で良識ある言動を心掛ける

公式アカウントを通じた情報発信では、福津市職員としての自覚と責任を持ち、社会的なルールをわきまえた言動を心掛けること。

●情報発信後の対応

発信した情報により意図せず誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を素直に認めて早急に謝罪・訂正するなど、誠実な対応を心掛けること。

●法令や規程、守秘義務の遵守

地方公務員法第三十条から第三十八条、福津市職員服務規程を遵守すること。

●個人情報の保護

個人が特定できる写真や映像、文章などを発信する場合は、事前に本人や所属団体、企業などに了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意すること。

引用等を行う場合は、適当な方法で出所を明示すること。

●非公式内容の掲載禁止

市の公式見解でないもの(意思形成過程にある政策や事業内容)は発信しないこと。

5. その他

●細則周知の努力義務

各課が、各ソーシャルメディアの運用に応じて細則などを別に定めた場合は、それを電子媒体など を通じて広く周知するように努めること。

●発信内容重複の原則禁止

閲覧者が煩わしさを感じる可能性があるため、同じ内容の発信は原則1回しか行わないこと。

●既に周知している内容との一致

広報紙など他の媒体で同じ内容を周知している場合には、整合性をとること。

●リンク先の内容の確認

URLを記載して、リンク先などに誘導するような内容を発信する場合は、リンク先の内容が適当であることを確認すること。

SNS アカウント新規作成届

以下の通り、SNS アカウントを新たに作成しようと考えていますので、確認をお願いします。なお、運用にあたっては「福津市におけるソーシャルメディアを活用した情報発信に関するガイドライン」に則ります。

届	出		年	月	日	令和	年	月	日			
所					属							
届	出	:	者	氏	名							
アン	カウ	ン	ト作	:成:	SNS	□ LINE □ Facebo □ X (旧 □ Instag □ Thread □ Youtul □ その他	Twitt gram ds oe	er)))
アン	カウ	ン	ト開	刮設理	里由							
主	な	発	信	内	容							

届出提出部署押印欄							
申請者	課長等(決裁)						

人事秘書課確認押印欄								
担当	係長	課長						